

ふじみ野市障害児就学支援委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市教育支援委員会条例</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 ふじみ野市立小・中学校に就学予定の者及び就学している児童生徒のうち、障害があるため教育上の支援を必要とするものに関し必要な調査、審議及び教育的支援を行うため、<u>ふじみ野市教育支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市障害児就学支援委員会条例</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 ふじみ野市立小・中学校に就学予定の者及び就学している児童生徒のうち、障害があるため教育上の支援を必要とするものに関し必要な調査、審議及び教育的支援を行うため、<u>ふじみ野市障害児就学支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p>